

平成30年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第2回 理事会議事録

招集年月日 平成30年8月13日(月)

開催日時 平成30年9月5日(水) 午前10時から午前11時3分まで

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 会議室B

出席理事名 石田進、今郡利夫、小島真知子、竹内光日出、藤田昭泰、木内久子、信太俊浩、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、原直俊、坂下弘之、西野光政、布施博規、野村みさ子、島田弘美

欠席理事名 柳堀 弘、浪川浩之

定刻通り、平成30年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催した。

理事総数18名中16名の出席があり、事務局において定款第30条第1項により、理事会が成立していることが確認された。

また、新たに理事となった西野光政理事、布施博規理事2名を紹介された後、石田会長が挨拶をした。

定款第29条 議長選出は、全員一致で石田会長を選任した。

定款第31条 第2項 議事録は出席した会長、及び監事の記名押印となることを確認した。

報告第1号 平成30年度上期(4~7月)事業実施状況及び予算執行状況について

(事務局:荒井) 理事会本資料P.2~P.9に沿って、上期事業実施状況について説明した。

(事務局:相良) 理事会本資料P.10~P.11に沿って、予算執行状況について説明した。
説明後、以下の質疑があった。

(中山照明 監事) I 地域福祉推進システムの構築の実績の中で生活困窮者の支援が大変多くなっているということで、その要因なんですけれども、ソーシャルワーカーを増やして、いろんな支援ができてきたので増えてきたのか、生活困窮者が神栖市でも増えてきているということで、こういう件数となっているのか、どういう認識でしょうか。

(事務局:橘田) 原因はひとつではないと思いますが、生活困窮している人が気軽に相談しやすい環境になったということはあると思います。以前は、生活に困窮すると限界まで大変な生活を送った後に生活保護の相談をするという流れが主でしたが、生活保護に至る前の段階で家賃の補助や仕事を見つけるための支援などを、市町村単位で支援する今日のシステムになったことから、生活保護に至るまでの間に相談できる窓口、専門職が増えたことによって数字が上がってきたと思っています。社協では、生活困窮世帯の増加についての調査はしていませんが、社会的な課題に対して法律に基づく相談の窓口や専門職が増えたことよって、相談者は相談しやすくなりその数字が形として出てきたというように考えています。

(坂下弘之 理事) II 住民参加により福祉課題を解決するための基盤強化の中の、ファミリーサポートセンターですが、協力会員(サポーター)の人数に対して、利用会員が人数的に多いというところで、利用の希望に対応できているのですか。

(事務局:荒井) 利用会員736名に対して、支援する側のサポーターが239名ということで数字がアン

バランスではないかとのご指摘ですが、利用会員はサービスを利用する前段で登録を必要としており、サービスを実際に使うか使わないかは問わずに登録していただいているため、利用会員が多い状況にあります。サポーターは養成講座という一定の研修を受けた方に登録していただいております、数の開きはありますが、利用したいというときにはサポーターの協力を頂いてほぼマッチングできております。従いまして、現在は利用会員に対してサポーターが足りないという状況ではありません。

(坂下弘之
理事) もうひとつの住民参加型在宅福祉サービスも同様ですか。

(事務局:荒井) こちらも利用に対してのサービスは充足している状況にあります。住民参加型のうちかみすのサービスは、介護保険や障害福祉サービスでは対応しきれない、隙間の部分を市民のみなさんご協力をお願いして提供しているものです。例えばヘルパーの業務ですと日常的な家事支援はできますが、大掃除や窓拭きは一時的なもので対象外なようですと言われた場合、その部分を支援している家事サービスとなっております。

(坂下弘之
理事) 需給バランスが合っていないようであれば、例えば利用料金を変動させることで、解決できるのではないかと思います。

(事務局:荒井) 利用者アンケートなどからも、利用料金相当のサービスを受けているというご意見を頂いております、利用料金に対するご不満等の意見は受けていない状況です。

他に質疑はなく、報告済みとされた。

報告第2号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の進捗状況について

(事務局:相良) 別紙 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画）実施2年次の進行管理（平成30年度中間報告）～経営改善、発展・強化に向けた具体的な取り組み～（平成30年7月末時点）を説明した。

評価の基準はAはスケジュールより進展・拡大、Bはスケジュール通り、B'は現在準備中、Cはスケジュール以下で評価しています。

I 事業展開を支える財政基盤の強化については、概ねB、B'の評価とし、②共同募金の増額についての項目は10月から運動がスタートしますのでB'の評価としています。また⑥労働者派遣事業の積極的推進の既存事業の整理の項目につきましては、本来の社協の直接サービスのあり方について今一度、理事のみなさまにご検討いただく形で取り組みを進めております。

II 住民ニーズに合致した事業展開では、特に①コミュニティソーシャルワーカーを配置しての相談対応、②法人後見を中心とした成年後見制度への取り組みについては1年目から順調に事業が推移しており、2年目の7月の時点でも概ねBの評価としました。また③障害者相談窓口としての機能強化については、相談ケースの増加という実績もありAの評価としました。

III 時代に即した組織の構築では、理事会はじめ執行部、事業実施を裏支える事務局体制の強化を中心とした取り組みとしていますが、こちらもBまたはB'の評価でまとめております。

全41項目の評価につきまして概ねB以上の評価で、行動計画の進捗状況としては順調に推移していることを報告させていただきます。また今回B'評価の9項目につ

きましては今年度の後期の取り組みで行動計画に沿って着実に実施していきます。後期の取り組み状況を含めた2年次の最終評価につきましては年度末に開催予定の理事会にて報告させていただきます。

質疑はなく、報告済みとされた。

議案第1号 ホームヘルプサービス事業の今後のあり方について

(事務局：橋田) 理事会本資料P.13~P.15に沿って説明した。

前回の理事会で、役員のみなさまにはデイサービスセンターと福祉作業所きぼうの家の指定管理者としての事業実施に向けた方向性ということで、民間に開放された事業については民間を応援する社会福祉法人の立場として、今年度の市の公募には参加しないという決議を頂いたところであります。これらは、本会の地域福祉活動計画に明確化されたものであります。これらは、本会の地域福祉活動計画に明確化されたものであります。これらは、本会の地域福祉活動計画に明確化されたものであります。これらは、本会の地域福祉活動計画に明確化されたものであります。

本会のホームヘルプサービス事業は、平成11年に旧神栖町で実施していた直接事業を社協で受託して欲しいという要望に応えた形で、平成12年の介護保険のスタートに合わせて受託しました。平成12年からは介護保険事業所の事業としてスタートしたものであります。

この事業について本会が実施した理由といたしましては、介護保険制度が始まる前はホームヘルプサービスを始めとする公的な在宅福祉サービスは、全て地方公共団体若しくは社会福祉法人にのみ実施が認められるものでしたが、社会福祉事業法から社会福祉法に変わり、平成12年の介護保険制度の施行によって民間事業所も各種の福祉サービスを提供できるようになりました。

当時、旧神栖町にはどれだけのホームヘルプサービス民間事業所が参入してくるのか、当時の神栖町役場に所属していたホームヘルパーで足りるのかといった危機感もあり、福祉サービスを必要とする市民の不利益がないようにと社協が受託し実施して参りました。

現在、神栖市内には介護保険制度上のホームヘルパー事業所が30カ所、また障害福祉サービスでのヘルパー事業所も22カ所に増えてきている状況です。

社会福祉協議会は住民各世帯から会費を頂き、企業の皆様から法人会費を頂いて、更には寄付と行政からの補助金によって活動を支えて頂いている公益団体です。社協は民間ではなかなかできないこと、行政でも法律や制度が整っていないために展開しにくい領域の福祉を進めていくことを存在根拠の大きな柱としております。これらのことから社協は、民間に開放された事業については、その充足度合いを見極めつつ社協事業の規模を縮小し、民間とは競争せずに応援していくことが大切であり、そういった姿勢でいることが重要であると地域福祉活動計画に明確化されております。

以上のことから、参考資料の通り①市内に介護保険事業所としてのヘルパー事業所が30カ所、障害者の事業所が22カ所と、社会資源の確保がなされたこと、②本会が民間福祉事業者を応援する立場にあること、③事業者である社協と社協の会員である他の事業者との関係、更にはサービスを利用している地域住民と事業者である社協との関係という2つの利益相反を回避すること、④第4次地域福祉活動計画に基づいて民間と肩を並べる事業はできるだけなくし、今後益々必要とされる法人後見制度の取り組みや精神障害者・発達障害児の支援活動をしっかり進めていくということを理由として、今年度をもってホームヘルプ事業所を終了させて頂きたく提案させていただきます。

尚、現在の利用者につきましては、不利益のないように他の民間事業所への移行手続きをしっかりと進めていきたいと思っております。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。
議案第2号 福祉車両貸出事業の運営形態変更について

(事務局:橘田) 理事会本資料P.16~P.21に沿って説明。

本会のこの事業は、本会が保有する公用車のうちリフト付き車両などの福祉車両について、本会が使用しない空き時間に、一般市民の方に貸し出しをして、福祉車両でないと通院できない方に無料で使って頂くということで、平成12年から継続して参りました。

現在、貸出事業用として保有する福祉車両は5台ありますが、どの車両も登録から10年が経過し、古い車となってきております。これまで貸した先で故障したことはありませんが、車椅子で乗り降りする装置の故障なども増えてきて、今後の可能性として貸出先でリフトが上がらない、閉じない、運転できないといったことになりかねない状況になってきております。

これまで事故がなかったことは幸いなのですが、仮に貸し出した車両で事故が起きた場合の補償を社協としてどこまでできるのかということは大きな問題です。一方、同様のサービスを調査したところ、神栖市内外のタクシー会社とレンタカー会社のサービスが充実してきていることが確認できました。福祉車両を持つタクシー会社は市内7事業所、福祉車両を貸し出ししているレンタカー会社が神栖市内3カ所、鹿嶋市1カ所、銚子市2カ所と近隣で計6カ所あります。

社協職員の中には自動車整備の資格を持つ者はなく、リフトの点検も正しくはできない状況です。今回、会長や常務理事からもアドバイスいただき、利用者の安全を第一に考えた事業に切り替えていこうということで事務局内で変更案について協議をさせて頂きました。議案第2号の提案は事業を終結するというのではなく、利用者の方にはきちんと整備された貸出事業者から福祉車両を借りていただいて、その料金の助成をしていくといった事業に切り替えを図るものであります。

内容としましては、17ページから18ページに事業の試算を掲載しております。17ページには平成25年からの利用状況を掲載しており、平成25年度の車両貸出は217件の利用がありましたが、昨年度は87件まで利用が落ちています。これは福祉車両をタクシー会社が持ち始めてくれたことや、レンタカー会社の充実もあると思われまます。こういった数字を元に、平成29年度の実績で現在の社協の貸出事業を継続したときの費用の試算を18ページに掲載しております。車両を5台維持した場合、必要な経費として年間195万9千円を計上しています。このいずれもが10年以上経過した古い車両で、故障すれば修理が必要で、その費用も入っておりませんし、もし利用者がケガをしたり事故を起こした場合の費用も含まないでこの金額となっております。

一方で事業形態を変更してレンタカー会社から福祉車両を借りていただいた場合、18ページに料金表を掲載していますが、利用頻度の高いシエンタを24時間借りても13,080円です。こういった費用の9割を社協が支援することで、シエンタを24時間借りても本人の負担は介護保険と同じ1割負担の1,300円程で安全を第一に借りられるスタイルに切り替えることができます。

事務局から19ページに新たな福祉車両の利用助成事業要項(案)を示させて頂きましたが、神栖市内に居住して福祉車両でなければ通院や外出することができない方に事前登録して頂いて、神栖近隣のレンタル業者から福祉車両を借りる場合に、一旦費用を業者に払って頂き、領収書をご持参頂いて9割を助成するというスタイルに切り替える内容を示させて頂いております。

これによって現在所有する福祉車両については、公用車として訪問活動等で使用していきますが、10年を過ぎた車両については維持費もかかってくるので、計画的に

廃車手続きを進めていきたいと思います。本事業につきましては、何よりも利用者の安全・安心を第一に考えて、きちんと整備された点検の行き届いた車両を専門業者から借りて頂く事業に切り替えをしていきたいということで提案させて頂きました。

説明終了後、議長から質問、意見が求められ、以下の発言があった。

(坂下弘之 理事) 福祉車両の貸出と切り替えて、今すでにレンタカーを使っている人がこの制度を知ったら、社協で試算している以上に利用が増えてしまうのではないですか。

(事務局:橋田) 制度を切り替えて、市民のみなさんに知って頂くことで利用者は増えると思われま。心配なのは不正な利用がないようにすることで、まずは登録して頂き、登録の際に障害者手帳、介護保険証といった車椅子でなければ移動できないという証明を頂きます。借りる車両は福祉車両の場合だけ助成をするという形にしたいと思っております。

どこのレンタカー会社でも福祉車両を用意されているわけではなく、福祉車両を用意している事業者は、神栖市内に3カ所、鹿嶋市1カ所、銚子市2カ所です。その福祉車両を所有しているレンタカー会社から借りて頂いて助成をします。それによって社協の予算が増えるというより、少なくとも現在の貸出事業の195万円に対して、制度を切り替えると試算で113万円ほどに抑えられるのではないかと想定しています。増えたとしても、こういった形で社協が通院や日帰りの小旅行のお手伝いをできればと思っておりますので、ある程度増えてもいいように予算を確保しております。

(坂下弘之 理事) ありがとうございました。

(野村みさ子 理事) 私の知人の娘さんですが、症状が悪くなって、前はがんばって車椅子や、杖についてバスで移動していましたが、最近は見かけなくなりました。パソコンで一生懸命いろんな世界を見たりしているようですが、この制度を利用して親戚の人に運転してもらおうなどして、実際にどこかちょっと近くでもいけたらいいだろうと思いました。

他に質疑はなく、審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で決議された。

議長より、審議終了後にその他の意見が求められ、以下の発言があった。

(中山照明 監事) 監事としてお願いですが、先ほど議案第1号と第2号の議案が可決されました。特に第1号議案につきましては、事務局は社協の事業ミッションであります、4つのポイントの中の「Ⅲ必要とされるサービスの提供と利用支援」に向けて取り組んでいきたいということでした。

第1号議案で廃止したのは、ミッションの推移の中でこういう風にメリハリをつけて充実してきましたと、6ページから8ページ(理事会本資料 事業実施状況報告Ⅲの項目)にあります事業において、今年できるもの、若しくは次年度以降の実施を考えているものを落とし込んで頂きますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局:橋田) ご意見ありがとうございます。

(事務局:橋田) 最後に事務局より事務連絡があります。第3回の理事会は、12月の開催を予定しております。日時が決定次第、みなさまには文書でご報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもって、平成30年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となった。